

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成26年2月13日(2014.2.13)

【公開番号】特開2012-136610(P2012-136610A)

【公開日】平成24年7月19日(2012.7.19)

【年通号数】公開・登録公報2012-028

【出願番号】特願2010-288915(P2010-288915)

【国際特許分類】

C 10 L 1/08 (2006.01)

【F I】

C 10 L 1/08

【手続補正書】

【提出日】平成25年12月19日(2013.12.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

硫黄分が10massppm以下、フルオレン類含有量が200massppm以上、アセナフチレン類含有量が2000massppm以下であることを特徴とする軽油組成物。

【請求項2】

前記フルオレン類含有量が12000massppm以下である請求項1に記載の軽油組成物。

【請求項3】

前記アセナフチレン類含有量が25massppm以上である請求項1又は2に記載の軽油組成物。

【請求項4】

セイボルトカラーが+25以下である請求項1、2及び3のいずれかに記載の軽油組成物。

【請求項5】

Petr oxy法による誘導期間が65分以上である請求項1、2、3及び4のいずれかに記載の軽油組成物。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、本発明において、フルオレン類とは、フルオレン、及びアルキル基置換フルオレンなどを示し、200massppm以上が必要である。硫黄分10massppm以下の軽油中に200massppm以上であれば軽油の高温での酸化安定性を維持できるが、500massppm以上が好ましく、1500massppm以上がより好ましい。ただし、その含有量が多すぎると、排出ガス中のPMの量が増加するため、12000massppm以下が好ましく、5000massppm以下がより好ましく、2000massppm以下が更に好ましい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

本発明に係る軽油組成物は、フルオレン類の含有量とアセナフチレン類の含有量を所定の範囲とすることにより所望の酸化安定性を得るものであり、硫黄分を10massppm以下にできる脱硫処理であれば、色相については、何ら制限はないが、フルオレン類およびアセナフチレン類を所定の範囲とすることにより、セイボルトカラーは+25以下でなくてはならない。また、より高い酸化安定性を得るために好ましくは+10以下、より好ましくは-16以下であることが必要である。逆に、セイボルトカラーが+25以上である場合には、水素化脱硫処理において水素分圧を上げる、水素オイル比を上げるなど製造コストが上がるばかりでなく、酸化安定性を悪化させるアセナフチレン類も減少するが、同時に酸化安定性を向上させるフルオレン類も200massppm以下まで減少する可能性があることから、結果的に酸化安定性が悪くなることが予測される。